

令和7(2025)年農業用免税軽油に係る申請について

栃木県では、毎年1月に農業用の軽油取引税免税証を一括して交付しており、今年度も野木町役場で申請を受け付けます。

※共同・受委託の方は栃木県庁小山庁舎本館4階会議室で受け付けます。

※マスクの着用等、感染症予防策については個人の主体的な選択を尊重し個人の判断に委ねますが、発熱や風邪の症状等がある方は、来場を見合わせるようお願いします。

受付日	受付時間・対象地区		受付会場
1月14日(火)	9:00~11:30 共同・受委託	13:00~15:30 共同・受委託	栃木県庁小山庁舎本館4階会議室
1月27日(月)	9:00~11:30 友沼学区 (松原含む)	13:00~15:30 南赤塚学区 (丸林西含む)	野木町役場新館2階大会議室
1月28日(火)	9:30~11:30 野木学区・佐川野学区		

※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズに受付できます。

※上記の期日に申請することが難しい場合は、県税事務所にお問合せください。

【申請の際に持参するもの】

①免税軽油使用者証

②免税軽油の引取り等に係る報告書 ※新規申請以外の方

納品書または領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証(原本)を添付。

③耕作証明書 ※新規申請および耕作面積が変更になった場合

④野木町農業再生協議会の受付印が押印された全員分の農作業受委託契約書の写し

※受委託の方で新規申請および耕作面積が変更になった場合

☑使用者証更新手数料:420円 ※新規申請および使用者証更新の場合

耕作証明書発行手数料:200円

【注意事項】

・新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。

・新規申請および免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類(契約書・納品書・領収書等)を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。

・国税および地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

☎栃木県税事務所 軽油取引税調査担当 ☎0282(23)6882

野木町農業委員会事務局 ☎(57)4109(耕作証明書について)

野木町農業再生協議会 ☎(57)1202(農作業等受委託契約書の写しについて)

広報連絡委員レポート No. 464

子供見守り隊

丸林地区 広報連絡委員 伏木 明

久しぶりの雨降りになりました。とてもきれいに耕された田が一面にひろがり、畑には播かれた麦の芽がすじ状にすくすくと育っています。「今日も明るい笑顔に会えるのかな!」そんな思いを胸にいつもの交差点に向かいます。昨夜からの雨のため、水溜まりがあり、通る車が水しぶきをあげて走っていきます。この道路は抜け道になっているので、ほとんどの車がスピードを出して通り過ぎて行きます。

漂う霧の合間から、遠くに登校班の列が見えてきました。いくつもの傘の列が続いてこちらに向かって歩きます。少し寒いのか背中を丸める子もいます。交差点に近づくと今日も元気なあいさつと笑顔をお子たちから

貰います。止まってくれた車に頭を下げる子供もいます。水溜まりを避けようと小さな足が跳んでいます。黄色いランドセルの子供達もしっかりとした足取りになりました。最後の登校班がやってきた後、私は少し離れて学校近く迄後を追いかけてみます。子供達の歩みは意外に速く、良き運動になります。学校近くで横道に入りますが、こちらでも別の班の子供達の笑顔があふれています。沢山の大きなあいさつと笑顔をもらい私の一日が始まります。我が家に着く頃、東の空に太陽が顔を出してきました。天気の良い日になりそうです。

現在、朝の交差点や横断歩道には、毎日保護者の方々が交代して立哨当番をされていますが、むしろ必要性が高いと思われる下校時には大人の目は、わずかしかなりません。地域の皆様で、将来の野木町を担っていくであろう未来ある子供達を是非とも見守っていきませんか? 多くの方々の参加をお待ちしています。